（公財）東京都中小企業振興公社
下請センター東京

調停手続の流れ

相　談

説　明

【紛争の範囲】
①下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争
②下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に係る紛争（ただし、建設業法の適用取引に係る紛争を除く）
③これに準ずる取引に係る紛争

申立人Aによる調停申立

【調停申立】
・申立書提出
・申立料無料

調停受理

【相手方へ電話・通知】
調停通知、申立書の写し、確認書面（配達証明郵便）

相手方B

説　明 → **応諾**

【調停資料の保管など】
・基準に従って適切に保管
・調停手続終了後、当事者から返還の要請があった場合は当該資料を返還

【応諾】
・応諾料金無料

調停人選任

センター長が指定する登録弁護士
・申立人による忌避及び解任の申立がある場合
センター長が登録弁護士から選任

調停人

調停期日の決定

【当事者への通知】
電話・FAX・電子メール・郵便など

【調停期日】
・期日手数料無料

調停期日
【調停人】
弁護士
必要に応じ3回まで

Aの申立の取下げ
Bの離脱

【当事者による終了】
終了通知書を送付

和解成立

和解確認書作成
（特定和解が成立した場合は当該内容を記載等した書面を作成）

打切り

通知（対A・B）

【調停人による終了】
配達証明郵便等で通知